



元初児生第17号  
令和元年10月15日

各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課長  
殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大濱 健 志



学校における携帯電話の取扱い等に関する調査について（依頼）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等については、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知）を発出し、学校及び教育委員会等の取組の基本とすべき事項を示しているところです。

一方、昨今、携帯電話の学校への持込みや登下校時の所持について、災害発生時や犯罪に巻き込まれた時の緊急の連絡手段として有効と考えられる一方、ネットいじめの深刻化などの課題もあり、学校を取巻く社会環境や児童生徒の状況の変化を踏まえ、児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等について、改めて検討を行うことが必要となっています。

つきましては、学校における携帯電話の取扱い等の状況について、現時点での学校の取組の状況を急ぎ把握いたしたく、御多忙の折大変恐縮ですが、下記により別紙4（電子データのみで送付）の集計表を作成いただき、11月13日（水）【締め切り厳守願います】までにメールにて返信くださるようお願いいたします。

## 記

- 1 都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対し、学校における携帯電話の取扱い等について、別紙1の実施要項に基づき、それぞれ別紙2、別紙3への回答を依頼するとともに、それを集計した別紙4を作成願います。
- 2 本集計表は、電算処理による自動集計を行いますので、提出するデータについては、シート及びセルの変更、加除等の加工はしないように願います。

(本件連絡先)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

03(6734)3298(直通)

F A X 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp